

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年6月4日	株式会社あいあいータルサポート(法人番号 1140001055020)代表者 山本 政信	兵庫県尼崎市善法寺町1-1	滋賀営業所	滋賀県蒲生郡竜王町鏡371-1	輸送施設の使用停止処分(70日車)	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和7年8月22日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録違反【記録の改ざん・不実記載】(安全規則第7条第5項)	7	7
令和8年6月5日	株式会社ナミット(法人番号 7150002006073)代表者 中尾 芳信	奈良県奈良市針町461-1	本社営業所	奈良県奈良市針町461-1	輸送施設の使用停止処分(38日車)	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号	令和7年9月4日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	4	4
令和8年6月16日	ネクスト株式会社(法人番号 6120901049127)代表者 廣瀬 武秀	大阪府高槻市西面南3丁目968番1	本社営業所	大阪府摂津市鳥飼1丁目31番2号	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和8年6月16日	株式会社FUJI(法人番号 6120101046206)代表者 藤井 裕明	大阪府泉大津市東港町11番25	本社営業所	大阪府泉大津市東港町11番25	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和8年6月16日	株式会社ドリーム(法人番号 9120001152340)代表者 丸田 善徳	大阪府寝屋川市木田元宮2丁目6番2号	本社営業所	大阪府寝屋川市木田元宮2丁目6番2号	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年2月4日及び同年2月5日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施。6件の違反が確認された。(1)(2)点呼の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(貨物自動車運送事業運輸安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(3)(4)業務の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第8条)、(5)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年6月24日	株式会社ハーネス・ネット・ワーク(法人番号2160001016060)代表者 岩井 幸史	滋賀県野洲市野洲1531番地	本社営業所	滋賀県野洲市野洲1531番地	事業停止(30日)及び輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第18条第1項	令和7年3月7日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任違反【運行管理者選任なし】(貨物自動車運送事業法第18条第1項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(4)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(5)運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出【選任(解任)の未届出に係るもの】(安全規則第19条)	32	32
令和8年6月25日	大泉運輸株式会社(法人番号7150001015505)代表者 林 殖也	奈良県五條市丹原町495-3	本社営業所	奈良県五條市丹原町495-3、495-4	輸送施設の使用停止処分(32日車)	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号	令和7年9月24日及び同年10月6日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(4)補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)、(5)最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(貨物自動車運送事業法第26条第2項)	4	4
令和8年6月30日	有限会社岩鼻モータース(法人番号9130002022938)代表者 岩鼻 敬介	京都府京都市右京区京北上弓削町百合ノ鼻3番地の1	本社営業所	京都府京都市右京区京北上弓削町百合ノ鼻3番地の1	事業停止(30日)及び輸送施設の使用停止処分(100日車)	貨物自動車運送事業法第18条第1項	令和7年2月13日及び同年2月26日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任違反【運行管理者選任なし】(貨物自動車運送事業法第18条第1項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(4)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(5)整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出【未届出】(安全規則第3条の3、道路運送車両法(以下「車両法」)第52条)、(6)(7)点検整備違反【3月点検整備の未実施】【12月点検整備の未実施】(安全規則第3条の3、車両法第48条)、(8)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(10)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	40	40